

改正

平成15年3月14日条例第18号

平成17年12月27日条例第113号

令和2年3月27日条例第16号

令和2年12月23日条例第43号

令和4年12月23日条例第38号

呉市漁港管理条例

(目的)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(責務)

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な使用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

(漁港施設の維持運営)

第3条 市長は、市の管理する漁港施設（以下「管理漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、必要に応じてその維持運営計画（公害防止又は第9条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 市長は、管理漁港施設以外の漁港施設の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

(漁港の保全)

第4条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 管理漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従

い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第5条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留（以下「停けい泊」という。）をする船舶若しくはいかだ又は管理漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、処置に急を要するときは、市長は、当該物件を收容し、又は処分することができる。

3 前項の規定による收容又は処分に要した費用は、義務者から徴収する。

（停けい泊禁止区域）

第6条 市長は、漁港の区域内の水域の使用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 船舶又はいかだは、停けい泊禁止区域においては、停けい泊をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（危険物等を積載した船舶の停けい泊）

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

（漁港の使用を阻害する物件の除去命令）

第8条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物、沈殿物その他の物件又は管理漁港施設内に放置された物件が漁港の使用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命じることができる。

（係留施設における行為の制限）

第9条 管理漁港施設である係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。

（2）漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積み以外の目的でみだりに船舶を横付けすること。

（3）当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

(4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送の区域における使用の調整)

第10条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された区域（以下「指定区域」という。）内にある管理漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の管理漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の使用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の管理漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

(管理漁港施設の使用の届出)

第11条 管理漁港施設（航路及び第13条第1項第1号の規定により市長が指定する施設を除く。）を当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。）に従い使用しようとする者（第14条の規定により施設を使用する者を除く。）は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(占有の許可等)

第12条 管理漁港施設（水域施設を除く。）を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理漁港施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による占有の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(使用の許可等)

第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 管理漁港施設のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者

(2) プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第2条第1号に規定するプレジャーボートをいう。以下同じ。）の係留を目的として管理漁港施設を使用しようとする者

(3) 管理漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による使用の期間は、1年（プレジャーボートの係留を目的とするものにあつては、5年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

（漁船以外の船舶についての制限）

第14条 漁船以外の船舶（プレジャーボートを除く。）を漁港の区域内に停けい泊し、又は管理漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 プレジャーボートを漁港の区域内に係留しようとする者は、市長が公示により指定する漁港の区域内に存する管理漁港施設を使用しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設又は第3条第1項の維持運営計画において指示された施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（入出港の届出）

第15条 市長は、船舶が漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

（権利義務の移転の制限）

第16条 この条例に基づく許可により生じる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することとはできない。

（使用料等）

第17条 市長は、管理漁港施設を使用する者（次項に規定する者を除く。）から別表第1に掲げる使用料又は占用料を徴収する。

2 市長は、第13条第1項第2号の規定によりプレジャーボートの係留を目的として管理漁港施設を使用する者から別表第2に掲げる使用料を徴収する。

3 使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免し、又は分納させることができる。

5 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長において使用者の責めに帰することができない

事由があると認めるときは、この限りでない。

(土砂採取料等)

第18条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは使用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命じることができる。

- (1) 第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第2項又は第13条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第20条 市長は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施工又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第12条第1項又は第13条第1項の許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

第21条 削除

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の規定による市長の命令に従わない者
- (2) 第6条第2項ただし書の許可を受けないで、同項本文の停けい泊をした者
- (3) 第7条第1項の規定に違反した者
- (4) 第7条第2項の許可を受けないで、同項の危険物等の荷役をした者
- (5) 第8条の規定による市長の命令に従わない者
- (6) 第9条の規定に違反した者

- (7) 第10条第3項ただし書の規定による許可を受けないで、同項本文の規定による移動をしなかつた者
- (8) 第12条第1項の許可を受けないで、同項の管理漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去した者
- (9) 第13条第1項の許可を受けないで、同項各号に規定する使用をした者
- (10) 第14条第1項又は第16条の規定に違反した者
- (11) 第19条又は第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第23条 詐欺その他不正な行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（過怠金）

第24条 市長は、偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（委任）

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 漁業者が漁業を営むために漁港施設用地及び漁港関連施設用地以外の管理漁港施設を使用する場合における使用料は、第17条第1項の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないものとする。
- 3 第17条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、令和7年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

付 則（令和2年3月27日条例第16号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月23日条例第43号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

付 則（令和4年12月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第17条関係）

| 区分 | 単位 | 使用料又は占用 |
|----|----|---------|
|----|----|---------|

| | | 料 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 岸壁 物揚場 栈橋 浮栈橋 船揚場 | 総トン数5トン以上の船舶 係留1回3時間までごとに総トン数1トンにつき | 2円 |
| 漁港施設用地 | 法第3条第2号ニからルまでに掲げる施設(漁具干場及び野積場を除く。)又は漁港関連施設の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年 | 380円 |
| 漁港関連施設用地 | 電柱、標柱その他これらに類するものの敷地に使用する場合 1本につき1年 | 1,500円 |
| | 地下埋設物の用に使用する場合 外径が0.5メートル未満のもの 1メートルにつき1年 | 230円 |
| | 外径が0.5メートル以上1メートル未満のもの 1メートルにつき1年 | 580円 |
| | その他の地下埋設物 1平方メートルにつき1年 | 380円 |
| | 架空工作物の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年 | 500円 |
| | 仮設工作物又は工事用資材置場の用に使用する場合 1平方メートルにつき1月 | 75円 |
| 野積場 | 1平方メートル1日までごとに | 1.1円 |
| 船舶給水施設 | 水量1立方メートルまでごとに | 市の水道料金に管理事務費を加えた額の範囲内において規則で定める額 |
| コンセント | 使用電力1キロワットにつき1時間までごとに | 電気料金に管理事務費を加えた額の範囲内にお |

| | | |
|-----|--------------|---------------|
| | | いて規則で定め る額 |
| 生けす | 1平方メートル1日につき | 20円 |

備考

- 1 船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、当該端数は、1トンとして計算する。
- 2 使用料を算定する場合において、1円未満の端数を生じたときは、当該端数金額は、1円として計算する。
- 3 使用期間は、使用料の額が年額又は月額により定められている場合においては、暦に従い年又は月により計算する。ただし、使用料の額が年額により定められている場合において、使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、1月として計算する。
- 4 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用期間が1年若しくは1月に満たないとき又は使用期間に1年若しくは1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、使用料の額が年額で定められている場合にあつては月割りにより、使用料の額が月額で定められている場合にあつては日割りにより計算する。

別表第2（第17条関係）

| 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------------------|------------------|------|
| プレジャーボートの係留に係る施設使用料 | 船舶等の長さ1メートルにつき1月 | 300円 |

備考

- 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。
 - (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
 - (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
 - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートル未満の端数があるときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 3 使用料を算定する場合において、1円未満の端数を生じたときは、当該端数金額は、1円として計算する。
- 4 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使

用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。

別表第3（第18条関係）

占用料

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|----|------------------------------------|---------------|------|
| 1 | 海水浴場の栈敷その他これに類する物を設置して 占用する場合 | 1 平方メートルにつき年額 | 80円 |
| 2 | 網干場，貯木場，起重機及び栈橋の施設をする場 合 | 1 平方メートルにつき年額 | 55円 |
| 3 | 浮栈橋を設置し，又は起重機船，浮ドック等の定 係場とする場合 | 1 平方メートルにつき年額 | 55円 |
| 4 | 水底電線，水底管等を設置する場合 | 1 メートルにつき年額 | 15円 |
| 5 | 電柱，同支柱，鉄塔，標柱，係留くい及び浮標の 類を設置する場合 | 1 本又は1 個につき年額 | 165円 |
| 6 | 解体船の係留等工作物を設置しないで占用する場 合 | 1 平方メートルにつき年額 | 30円 |
| 7 | その他の場合 | 1 平方メートルにつき年額 | 90円 |

土砂採取料

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|----|------|------------------------------------|---------------|
| 1 | 土及び砂 | 1 立方メートルにつき | 85円 |
| 2 | 砂利 | | |
| 3 | 栗石 | | |
| 4 | 転石 | (1) 径25センチメートル以上45セ ンチメートル未満のもの | 1 個につき 10円 |
| | | (2) 径45センチメートル以上のも の | 1 個につき 15円 |

備考

- 1 占用料又は土砂採取料の額の算定に当たり，単位に1平方メートル未満，1メートル未満又は1立方メートル未満の端数があるときは，当該端数はそれぞれ1平方メートル，1メートル又は1立方メートルとする。

2 占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その占有期間又はその端数の期間の占有料は、月割りにより計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。